

大和市建築基準条例及び大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(大和市建築基準条例の一部改正)

第1条 大和市建築基準条例（平成12年大和市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第57条」を「第58条」に、「第58条」を「第59条」に改める。

第8条中「又は幼稚園」を「、幼稚園又は幼保連携型認定こども園」に改める。

第11条中「下宿又は児童福祉施設等」の次に「(政令第115条の3第1号に掲げる児童福祉施設等をいう。以下同じ。)」を加え、「耐火建築物又は準耐火建築物を除く」を「耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。

第25条第1項及び第27条第4項において同じ」に改める。

第12条中「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物」に改める。

第13条第1項中「耐火建築物」の次に「又は法第27条第1項の規定に適合する建築物（政令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。）」を加える。

第25条第1項及び第27条第4項中「(耐火建築物又は準耐火建築物を除く。)」を削る。

第55条中「、第4条から第6条まで」及び「、第20条」を削り、「第25条から第27条まで」を「第25条、第27条」に、「第39条から第41条まで」を「第40条、第41条」に改める。

第56条第2項中「次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第3条から第8条まで」を「第3条、第4条、第6条から第8条まで」に、「第36条から第39条まで」を「第37条から第39条まで」に改め、同項各号を削る。

第58条第1項中「設計者（）」の次に「設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、」を加え、「においては、」を「(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）」に改め、同条を第59条とする。

第57条を第58条とし、第56条の次に次の1条を加える。

(特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対する基準の適用の特例)

第57条 第2章から第5章までの規定は、法第38条（法第67条の2及び法第67条の4において準用する場合を含む。）の規定により認定を受けた構造方法又は建築材料を用いる建築物について、市長がその構造方法又は建築材料が第2章から第5章までの規定に適合するものと同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

（大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第2条 大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年大和市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中大和市建築基準条例第58条第1項の改正規定（同条を第59条とする部分を除く。）は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条中大和市建築基準条例第58条第1項の改正規定（同条を第59条とする部分を除く。）の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。